

埼玉県地域整備課技術審査会設置要綱

(目的)

第1条 地域整備課が発注する工事等において、総合評価落札方式を実施するにあたり、工事価格以外の入札対象とする項目（以下「評価項目」という）の選定、配点及び提出された技術資料等の審査を行う技術審査会を設置する。

(所掌事務)

第2条 技術審査会は、評価項目の選定、配点及び入札参加希望者から提出された評価項目に対する技術資料について、次に掲げる事項を審査し、決定する。

- (1) 評価項目の選定、評価基準に対する配点設定に関する事項
- (2) 評価項目に対する技術資料の確認、評価に関する事項
- (3) その他技術審査会の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 技術審査会の構成は、次のとおりとする。

役職	職名	備考
会長	計画・造成担当 副課長	
副会長	管理・営業担当 副課長	
委員	計画・造成担当 主幹	議案を所掌する担当職員は委員から外れる。
	管理・営業担当 主査	
	計画・造成担当 主査	

(会長)

第4条 会長は、技術審査会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 技術審査会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 技術審査会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開催し、議決することができない。
- 3 技術審査会の議事は、出席者の過半数で決し、賛否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 4 会議は、非公開とする。

(報告)

第6条 会長は、技術審査会の会議結果を埼玉県地域整備課長に報告するものとする。

(作業部会)

第7条 会長は、技術審査会の審議を円滑にするため、作業部会を設置することができる。

(事務局)

第8条 事務局は、埼玉県地域整備課の工事等を所掌する担当に置く。

(その他)

第9条 これに定めるもののほか、技術審査会の運営について必要な事項は、技術審査会に諮って、会長がこれを定めるものとする。

(附則)

この要綱は、令和5年 9月29日から施行する。